

三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年6月26日（金）
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時20分
- 2 会 場 三次市役所本館 3階 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹
学校教育課長 大 原 哲 也
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育総務係長 伊 藤 浩 司
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第14号 令和2年度三次市就学指導委員会委員の任命について（非公開）
- (2) 報告1 三次市立学校学校評議員設置運営要綱の一部を改正する告示
（公開）
- (3) 報告2 三次市立学校職員セクシャル・ハラスメント及び妊娠，出産，
育児休業，介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要
綱の一部を改正する告示（公開）

教育総務係長
松村教育長

ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長の報告をお願いします。6月議会が終わった。今回の議会は新型コロナウイルス感染症に関わった内容であった。学校状況などについて報告する。5月22日に県の専門員会議が開催され、レベル1を維持しているとのことで、外出自粛や施設使用制限等が基本的に解除となった。5月25日には全国で緊急事態宣言解除となり、国の対処方針として「新しい生活様式」の定着を前提とし、約3週間ごとに一定の移行期間を設けて外出の自粛、施設使用の制限要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされた。6月1日から学校再開となり3週間が経過した。もし学校で感染者が出れば、また休校にしていかなければならないという中で、ここで気を付けていかなければならないということを教育委員会でも緊張感を持ちながら学校の方にも話し、学校でもしっかりと対応をしてくれているところである。感染防止対策として登下校時のマスクの着用、手洗い・うがいの励行、教室の換気、学校給食のメニューや配膳の工夫、向き合うことがないよう同一方向を向いて食べるなど、食事のきまりを含め指導を行っている。子どもが帰った後の放課後の消毒等を行うことが、教職員にかなりの負担となっていると聞いており、学校の方へも視察に行ったところである。学校が休校となっていた関係で、学習指導計画の見直しを行い、立て直しを図っていく。夏季休業について、三次市は8月8日から8月19日までを基本としている。それぞれの市町で時間数等を計算する中で実施する。学校では、三次版の学校運営のためのガイドラインに基づいて学校経営を行っている。今後の2波、3波に備えて家庭学習の計画を立てる、自主性を身につける、自律的学習者としてのひとりひとりの児童生徒を育てていこうとしているところである。6月19日から移動の自粛解除となり、イベントの開催については、7月9日まで人数上限を一部緩和するものの、開催条件等の制限に取り組むものである。定員いっぱいの観客を集めてということにはならないが、徐々に良い方向に向けて進んでいくということである。学校からも、暑い中の登下校時にマスクを外してもよいか、という問い合わせもある。

マスクを外して呼吸や水分補給をし、またマスクをつけて登下校するということを基本として説明している。体育のときも、運動中に酸素が少なくなったり、熱がこもったりしてはいけけないので、適度な距離が取れるのであれば外してやってもよい、終わったらマスクを着けて教室へ戻るよう指導をしている。最後に、文部科学省で、中学校に携帯電話を持ち込むことを条件付きで容認していくということが発表された。緊急時の有用性を考えて見直しを行ったものであるとのこと。広島県教育委員会では、県立学校においては持ち込みの容認をしているが、義務教育学校については原則禁止としている。三次市立小中学校においても同様である。どうしても家庭の事情で持たせたい場合は、特別に学校との相談の中で、許可を得て、学校へ預けて帰りに受け取って帰るという特別な例もあるが、通常は原則禁止としている。文部科学省でも小学校での携帯電話持ち込みは原則禁止としている。

教育総務係長

それでは、以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長

これから議事に移る。本日の議題は、議案第14号については人事案件であるため、公開になじまないものと判断する。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同

—異議なし—

議案第14号

令和2年度三次市就学指導委員会委員の任命について
(人事案件のため非公開)

松村教育長

続いて、報告1について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長

三次市立学校学校評議員設置運営要綱の一部を改正する告示について、報告する。三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第35条の3第3項の規定により、学校評議員は教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱することになっており、第1回の教育委員会会議で承認いただいている。このたびの要綱改正は、第4条の見出しを、学校評議員へ

の「報償費」を「報酬」に改め、第4条中の「別に定める基準に基づき報償費」を「三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）別表第1に規定する報酬」に改めたものである。これは、学校評議員制度ができたときには報償費として支払われていたが、条例が改正された際に、学校評議員が非常勤特別職の職員となり、報酬としての支払いとなったためである。なお、条例改正後の報酬の支払いについては、条例に基づき適正に行っていた。

松村教育長
委員一同
松村教育長
教育委員会事務局付課長

報告1については、よろしいか。

一了承一

続いて、報告2について、事務局から説明を求める。

三次市立学校職員セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示について、報告する。今回、国家公務員の懲戒処分の指針が一部改正されたことに伴い、広島県教育委員会においても令和2年5月に懲戒処分の指針の一部が改正され、パワー・ハラスメントに関する標準例が追記された。パワー・ハラスメントの対応等によっては懲戒処分に付されることがあるということが示されたところである。

6月には広島県教育委員会で、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する基本方針が、パワー・ハラスメント等の文言を加えたものに改正された。これらを受けて、三次市においてもパワー・ハラスメントに関する箇所を県のものに準じて加筆修正し、要綱の一部を改正した。パワー・ハラスメントについては、昨年、兵庫県神戸市において複数の小学校教師が、同僚教師に対し、身体的暴力行為を行ったことが発覚したことを契機に、パワー・ハラスメント等職員同士のトラブルに関して、全国で30人以上の教職員が懲戒処分を受けた。それを受けて指針が改正されたという背景がある。三次市教育委員会としても、引き続きハラスメントの防止を着実に進めていきたいと考えている。

深水委員

題名にパワー・ハラスメントと入らないのはなぜか。

- 教育委員会事務局付課長 現在の要綱の一部を改正するため、告示のタイトルには入らないが、題名も変更となり、改正後は、パワー・ハラスメントが入る。
- 深 水 委 員 セクシャル・ハラスメントの説明がかなり短くなっている。特に児童に関する記載が削られたのはなぜか。
- 教育委員会事務局付課長 広島県のものに準じて修正しているが、あとの条に説明が含まれているので、できるだけ簡潔にするために削られたものと思われる。
- 小根森委員 セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの勉強会等はどのようにされるのか。学校内は担当の先生を中心にされるのだろうと思うが、調理場などはどのように行うのか。大事なことなのでしっかりと勉強会等ができるようにしてもらいたい。
- 学校教育課長 ハラスメントの研修について、数年前に臨時職員も対象に研修を行っている。調理員も行っている。今回、会計年度任用職員へと任用形態も変わったので、総務課とも協議しながら研修の機会を設けられるように考えていきたい。
- 藤 井 委 員 先日中国新聞に、子ども対象のセクシャル・ハラスメント、DVのことが掲載されていた。国もそれに対して法的に動こうということが出ていたが、被害を受けていても表面に出てこないということがPTAに関わっていても、もどかしい部分がある。学校でも拾い上げられない場合もある。今回の件は先生に対するものだが、子どもに対して、ハラスメント被害について、知っていることを言ってもいいんだという環境を作るために、なにかされていることがあれば教えてもらいたい。
- 教育委員会事務局付課長 各教室や玄関口に相談窓口を提示し、子どもたちが相談しやすい環境をつくっている。また、養護教諭や担任が中心となり、朝一番に子どもの顔色を見るので、今日はいつもと違うとなったら、呼んで話を聞く等のことを心掛けている。これで全て100%対応できているかどうかはわからないが、引き続きしっかりとアンテナを張って取り組んでいきたいと思っている。
- 松村教育長 学校では、定期的にいじめアンケートをしている。友達同士の不快な思いをよく記入することがある。家庭でのDVについては、体調不良をきっかけに養護教諭へ相談をすることもある。近所の方が、こども

家庭センターへ大きな声を聞いたなどの報告もある。

藤井委員 実際、被害がゼロではない中で、対応できるものは対応していただきたい。

松村教育長 今回いろいろといただいた意見は、思いも含めて学校の方へ伝えて行っていただきたい。

それでは、報告2については、よろしいか。

委員一同 一了承一

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。